

後発医薬品の使用促進について

岐阜県国保運営方針 第5章 2 (2) 抜粋

- ・市町村においては、被保険者の負担軽減にも繋がる後発医薬品の使用を促進することが必要であると考えています。

<主な取組例>

- ・後発医薬品を使用した場合の自己負担差額通知の実施
- ・後発医薬品希望カードの配布

1 後発医薬品について

後発医薬品（ジェネリック医薬品）は、研究開発に要する費用が低く抑えられることから、先発医薬品に比べて薬価が安くなっており、後発医薬品を普及させることは、患者負担の軽減や医療保険財政の改善に資するものとされている。

このため、平成 25 年 4 月に厚生労働省において「後発医薬品のさらなる使用促進のためのロードマップ」が策定され、平成 29 年 6 月には「2020 年（平成 32 年）9 月までに、後発医薬品の使用割合を 80%とし、できる限り早期に達成できるよう、更なる使用促進策を検討する。」と閣議決定された。

2 実績

<後発医薬品の使用割合>

	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度
使用割合	49.7%	57.1%	62.0%	67.3%	71.8%

※平成 29 年度全国平均 : 73.0%

※都道府県順位 : 高い方から 37 位

<後発医薬品差額通知の実施状況>

	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度
実施市町村数	36	37	38	41	41
実施件数	25,693	30,554	27,863	25,637	28,228

3 平成 30 年度の取組み

後発医薬品に関する理解を深め、一層の使用促進を図ることを目的に「後発医薬品安心使用促進セミナー」を開催し、医療保険者、医療関係者等 61 名が参加した。

○日 時 : 平成 31 年 2 月 8 日 (金)

○場 所 : OKBふれあい会館 301 中会議室

○内 容 : ①後発医薬品の使用促進に係る取組について (厚生労働省)

②武田テバの品質に対する取り組みについて (武田テバファーマ株式会社)

○対象者 : 市町村等保険者、医療関係者 (医師、歯科医師、薬剤師)、保健所 等

31 年度も同様のセミナーを開催し、後発医薬品の使用促進を図る。